

## 高齢者虐待防止のための指針

### 白糠町地域包括支援センター指定介護予防支援事業所

#### 1 基本的な考え方

白糠町地域包括支援センター指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）は、利用者の権利擁護のため、高齢者虐待（以下「虐待」という。）を受けている状態又は虐待が疑われる状態にある高齢者について、適切な対応を確保することで、高齢者の尊厳を守り、安心して生活できるように早期発見・早期対応に努め、必要な対策を講じる。

#### 2 高齢者虐待の定義

##### 虐待の定義

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号、以下「高齢者虐待防止法」という。）で高齢者虐待を①養護者による高齢者虐待、及び②養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて次のように定義する。

##### ①養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に擁護する者であつて養介護施設従事者等以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられる。養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う次の行為とされている。

##### i 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

##### ii 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

##### iii 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

iv 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

v 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

② 養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う上記 i ~ v の行為である。

### 3 虐待防止委員会について

虐待防止のために虐待防止委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、次の事項について検討する。その際委員会で得た結果については職員に周知徹底を図るものとする。

(1) 虐待防止委員会の構成

- ・ 事業所管理者
- ・ 社会福祉士 1 名
- ・ 保健師 1 名

(2) 虐待防止委員会での検討内容

- ア 虐待防止のための指針の整備・更新に関する事。
- イ 虐待防止のための職員研修の内容に関する事。
- ウ 虐待またはその疑い（以下、「虐待等」という。）について職員が相談、報告できる体制整備に関する事。
- エ 職員が虐待等を発見した場合に、町への報告が迅速に行われるための方法に関する事。
- オ 虐待等が発生した場合にその発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事。

(3) 開催頻度

1 年に 1 回および虐待発生都度、開催する。

#### 4 虐待防止のための職員研修について

職員に対し、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及し、虐待防止を徹底することを目的に年1回以上実施する。研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録する。

#### 5 虐待等が発生した場合の対応について

虐待等が発生した場合には、速やかに町へ報告するとともに、緊急性の高い事案の場合には、警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

#### 6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制について

##### (1) 虐待対応担当者

虐待対応担当者は、虐待防止に関する措置を適切に実施することとし、事業所の社会福祉士があたるものとする。

##### (2) 虐待対応担当者への報告

職員等が虐待を発見した場合、速やかに担当者に報告する。

##### (3) 事実確認

虐待等について相談および報告があった場合は、虐待対応担当者は報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払ったうえで、虐待等を行った本人に事実確認を行う。確認の経緯は、時系列で整理する。

##### (4) 事情聴取及び報告

虐待対応担当者は関係者からの聴き取り、記録等の調査を行い、町に報告する。

#### 7 成年後見制度の利用支援に関すること

成年後見制度の利用の相談があった場合、またはその必要性があると判断した場合には利用可能な制度について説明し、適切な窓口を案内する。

#### 8 虐待等に係る苦情解決方法に関すること

苦情相談窓口寄せられた内容は相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。

## 9 本指針の閲覧について

事業所は、本指針をいつでも閲覧できるようにする。また、関係機関が閲覧できるようにホームページに掲載する。

### 附 則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。